

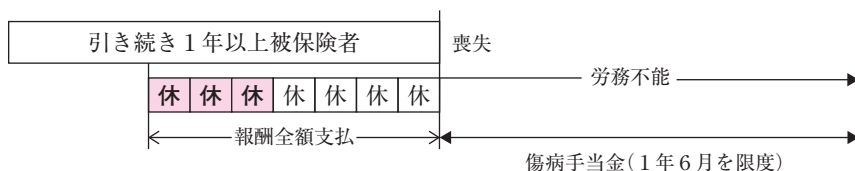
Point 8 資格喪失後の保険給付



1 資格喪失後の保険給付のまとめ

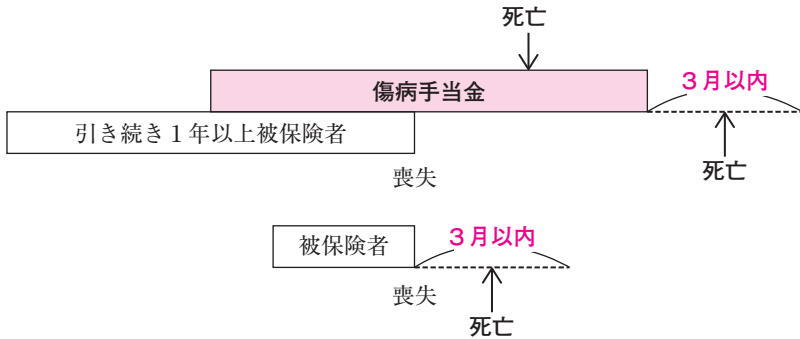
保険給付の種類	支給要件	
傷病手当金又は出産手当金の継続給付	資格喪失の際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていること（※1）。	資格喪失の日（任意継続被保険者についてはその資格取得日）の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者（※2）
資格喪失後の出産育児一時金の給付	資格喪失の日後6月以内に出産したとき。	（※2）
資格喪失後の死亡に関する給付	次のいずれかに該当する場合（資格喪失前の被保険者期間は不問） ① 資格喪失後の出産手当金又は傷病手当金の継続給付を受給中の者が死亡したとき ② ①の給付を受けなくなった日後3月以内に死亡したとき ③ 被保険者であった者が資格喪失後3月以内に死亡したとき（※3）	
船員保険の被保険者となったときには、これらの保険給付は行われぬ。		

※1 傷病手当金の受給要件を満たしているが、事業主から報酬を受けていることにより傷病手当金の支給が停止されている者も含まれる。



※2 「引き続き1年以上被保険者であった」とは、資格が継続している限り保険者が異なっても差し支えないが、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者は除かれる。なお、この場合は資格喪失時の保険者が給付を行う。

※3 被保険者期間の長さは問われない。



チェックポイント

- 任意適用事業所の取消の認可により被保険者資格を喪失した者に対しても、支給要件を満たせば給付が行われる。
- 資格喪失後に継続して傷病手当金を受給していた者が、その症状が軽快して、労務不能の状態を脱して傷病手当金を受給しなくなった後、再び同一の傷病のため労務不能の状態となった場合でも、当該同一の傷病によって再び傷病手当金が支給されるということはない。